

第5章

市税についてのお問い合わせ

市税に関する証明

納税証明、所得証明、固定資産の評価証明などが必要な方は、次の本人確認書類（窓口におこしになる方のもの）をお持ちになって市税事務所、区役所・支所の税務窓口へおこしてください。

ただし、住宅用家屋証明については、市税事務所で発行していますので、住宅用家屋証明が必要な方は、市税事務所へおこしてください（どの市税事務所でも発行しています）。また、中古住宅の住宅用家屋証明に限って、名東区役所の税務窓口でも受け付けます。

なお、納税義務者が法人の証明を申請する場合は、窓口におこしになる方の本人確認書類のほかに、法人からの委任状が必要です。ただし、申請書の納税義務者欄に代表者印（支店長印）または社印（支店印）を押印した場合には、不要です。

※委任状を偽造し行使した場合は、私文書偽造罪・同行使罪（刑法第159条・第161条）により罰せられることがあります。

本人確認書類

運転免許証・パスポート（旅券）・マイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・その他官公署が発行した顔写真がついた証明書（いずれもお持ちでない場合は、敬老手帳、社員証、納税通知書等を複数ご提示ください。）

●市税に関する証明を申請することができる方

- ①納税義務者ご本人（相続人、納税管理人などを含みます。）
- ②納税義務者ご本人の委任状をお持ちの方
- ③住民票上同一世帯である配偶者および親族で、納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方

※土地を賃借している方（借地人）については当該土地の、家屋を賃借している方（借家人）については当該家屋およびその敷地の評価証明の申請をすることができます。なお、申請の際には、本人確認書類のほかに賃貸借契約書をお持ちください。

※申請書の内容などから納税義務者ご本人の意思が確認できない場合はお断りすることがあります。

●市税に関する証明の種類と手数料

証明の種類	手 数 料	
納税証明(納付額などの証明)	1税目・1課税区・1課税年度につき	300円
所得証明(所得金額などの証明)	1課税年度につき	
非課税証明(※)(個人の市民税・県民税が非課税であることの証明)	1課税年度につき	
固定資産の評価証明(対象資産の評価額などの証明)	1物件・1課税年度につき	
法人の所在地証明	1事務所または1事業所につき	
軽自動車税(種別割)納税証明(継続検査用)	無料	
住宅用家屋証明	家屋1個につき	1,300円

（※）前年中に所得がなかったため申告をしていない方は、市民税・県民税申告書を提出していただく必要があります（申告書はどの市税事務所、区役所・支所の税務窓口でも受け付けています）。なお、市民税・県民税申告書には個人番号記載欄がありますので、身元確認書類及び番号確認書類をお持ちください（7ページ参照）。

Q&A 市税に関する証明が必要なときには、どうすればいいの？

Q16

子どもが通う学校に提出するため、所得証明が欲しいのですが、どこで発行していますか？

A

所得証明（本市では、所得や課税・非課税についての証明を「市民税・県民税証明書」という名称で発行しています。）はどの市税事務所、区役所・支所の税務窓口でも発行しています（お住まいの地域を担当する市税事務所、区役所・支所以外でも発行します。）。

なお、証明の内容によっては担当の市税事務所などへ確認をするため、お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。また、市役所では証明は発行していません。